

自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援するもので、指定した講座を受講し、修了した人に対して、自立支援教育訓練給付金を支給します。

【対 象】

市内にお住まいの母子家庭の母又は父子家庭の父で、20歳未満（下記の支給申請時に20歳未満であることが必要です）の児童を養育し、次のすべての要件を満たす方となります。

- 1 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にある方
- 2 受給を受けようとする者の就業経験、技能及び資格の取得状況並びに労働市場の状況等から判断して、当該教育訓練講座を受講することが適職に就くために必要であると認められる方
- 3 過去に本制度（本市以外の市区町村等が支給するこれに相当する制度を含む）を利用していない方

【対象講座】*平成31年4月より対象講座が追加されました。

- 1 雇用保険法及び雇用保険法施行規則による一般教育訓練講座
- 2 雇用保険法及び雇用保険法施行規則による特定一般教育訓練講座（令和元年10月から）
- 3 雇用保険法及び雇用保険法施行規則による専門実践教育訓練講座
- 4 上記のほか、これに準ずると市長が認めた講座

【支給額】

- 1 一般教育訓練及び特定一般教育訓練
本人が支払った費用（入学料及び授業料に限る）の60%
※ただし当該額が20万円を超える場合は20万円とし、1万2千円を超えない場合は給付金の支給はありません。
- 2 専門実践教育訓練
本人が支払った費用（入学料及び授業料に限る）の60%
※修業年数に応じて、20万円×年数を上限とする。ただし、当該額が80万円を超える場合は、80万円とし、1万2千円を超えない場合は給付金の支給はありません。

※一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金を受給できる場合は、支給額から給付金を差し引いた額を支給します。

【支給時期】

教育訓練講座の受講修了後

【申請方法】*受講前と受講後にそれぞれ申請が必要です。

- 1 事前相談及び対象講座指定の申請
対象講座の受講開始日より前に事前相談と対象講座指定の申請が必要です。

◆必要書類（事前相談では不要です）

- ① 対象講座指定申請書・課税状況等確認同意書
- ② 受講しようとする講座の資料等
- ③ 教育訓練給付金支給要件回答書
- ④ 児童扶養手当証書
- ⑤ 個人番号カード（いわゆるマイナンバーカード）または通知番号カード及び

本人確認書類)

<児童扶養手当を受給されていない方等>

- ① 対象講座指定申請書・課税状況等確認同意書
- ② 受講しようとする講座の資料等
- ③ 教育訓練給付金支給要件回答書
- ④ 申請者と児童の戸籍謄本
- ⑤ 個人番号カード（いわゆるマイナンバーカード）または通知番号カード及び本人確認書類)

2 支給申請

対象講座の修了日の翌日から起算して1か月以内に支給申請を行ってください。

◆必要書類

- ① 教育訓練給付支給申請書・課税状況等確認同意書
- ② 児童扶養手当証書
- ③ 対象講座指定通知書
- ④ 教育訓練講座の修了証明書
- ⑤ 教育訓練経費に係る領収書

<児童扶養手当を受給されていない方等>

- ① 教育訓練給付支給申請書・課税状況等確認同意書
- ② 申請者と児童の戸籍謄本
- ③ 対象講座指定通知書
- ④ 教育訓練講座の修了証明書
- ⑤ 教育訓練経費に係る領収書

3 審査

対象講座の指定や給付金の支給に当たっては審査を行います。審査の結果、支給等できない場合もあります。

【問 合 せ】

手続の方法や制度の詳細については、下記までお尋ねください。

城陽市役所 子育て支援課 子育て支援係

電話 0774-56-4036（直通）

Fax 0774-56-4060（直通）

Eメール kosodate@city.joyo.lg.jp

* メールアドレスには必ず件名をいれてください。